

訴 状

2026年1月9日

千葉地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士

及 川 智 志

〒 [REDACTED] 千葉県長生郡白子町 [REDACTED]

原 告

〒 [REDACTED] 千葉県 [REDACTED]

市民の法律事務所（送達場所）

原告訴訟代理人

弁護士

及 川 智 志

電 話

FAX

〒299-4292 千葉県長生郡白子町関5074番地の2

被 告

白 子 町 長

緑 川 輝 男

給与返還等請求事件

訴訟物の価額 1,600,000円

貼用印紙額 13,000円

第1 請求の趣旨

- 1 被告は、今井恵一に対し、126万円及びこれに対する2025年6月1日から支払済みまで年3%の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第2 請求の原因

1 本件訴訟の概要

本件訴訟は、白子町地域プロジェクトマネージャーとして勤務していた元職員である今井恵一（以下「元職員」という。）が2024年10月ころから4か月間にわたり勤務時間の少なくとも7割を私的なインターネット閲覧に費やして職務を怠ったこと（以下「職務不提供の事実」という。）が判明したため、同人に対し、既払給与（180万円）のうち職務不提供の事実が認められる部

分126万円（180万円×70％）に相当する額の不当利得返還を求めることを白子町長（被告）に請求する訴訟（住民訴訟）である。

2 事実経過

（1）懲戒処分

元職員は職務不提供の事実により2024年3月19日に「停職1ヶ月」の懲戒処分を受けた（甲2、以下「原懲戒処分」という。）。

（2）給与返還請求

被告は、2024年4月30日付け「給料返還請求通知書」をもって元職員に対し、職務不提供の事実が認められる期間の既払給与のうち70％に当たる126万円に相当する額の不当利得を同年5月31日までに返還するように求めた（甲3、以下「本件不当利得返還請求」という。）。

（3）原懲戒処分の修正（甲1）

原懲戒処分について元職員は、2024年6月18日、千葉縣市町村公平委員会に対し、不利益処分に関する審査請求を申し立てた。

同申立につき、同委員会は、同年10月29日、「処分者（原告注・原懲戒処分時の町長は前町長である石井和芳）が令和7年3月19日付けで請求人に対して行った『令和7年3月21日より停職1ヶ月』との懲戒処分を『戒告』との懲戒処分に修正する。」との裁決をした。

被告は元職員に対し、同年11月13日、上記の修正を通知した。

（4）給料返還請求の取消

被告は、上記同日付け「給料等返還請求取消通知書」をもって元職員に対し、原懲戒処分の対象部分（停職期間分）の給料の返還請求だけでなく、本件不当利得返還請求についても、返還請求を取り消すと通知した（甲1）。

3 本件不当利得返還請求が維持されるべき理由

このように被告は、本件不当利得返還請求について、いったん請求したものを後に取り消すと通知したが、それは誤りであり、本件不当利得返還請求は維持されるべきである。

なぜなら、確かに、原懲戒処分の対象部分（停職期間分）の給料の返還請求については、原懲戒処分が戒告に修正されたのであるから取消しを免れないが、本件不当利得返還請求は、停職期間分の給料に相当する不当利得を理由とするものではなく、停職期間（原懲戒処分の対象部分）より以前の不当利得（職務不提供の事実）を理由とするものだからである。つまり、本件不当利得返還請

求は、原懲戒処分が修正されても、その影響を受けることはない。

したがって、本件不当利得返還請求が維持されるべき理由は単純である。それは、職務不提供の事実が認められるからである。

そして、本件においては、元職員が2025年1月27日に白子町の「企画財政課長」及び「同課長補佐」による「職務専念義務違反に関する調査」を受け、これにより「面接結果報告書」が作成され、被告に提出されている（甲1）。そのほかにも、白子町は、ITデータ運用管理ソフトを用いて元職員の業務用パソコンの利用状況を記録し証拠を保全している。これらの証拠により、被告は、元職員が勤務時間の少なくとも7割を私的なインターネット閲覧に費やしていたとして、職務不提供の事実を認定しているのである。

よって、本件不当利得返還請求は維持されるべきである。なお、これに対する遅延損害金の起算点は、2024年4月30日付け「給料返還請求通知書」（甲3）に記載された返還期限の翌日である同年6月1日としている。

4 住民監査請求

原告（請求人）は、2025年10月22日付けで白子町監査委員に対し、本件被告を名宛人とする、本件請求と同一内容の措置を求めて住民監査請求をした（甲1）。

しかしながら、白子町監査委員は、同年12月19日付けで原告（請求人）の請求につき棄却の監査結果を通知した（甲1）。

5 結論

上記のとおり本件不当利得返還請求が維持されるべきことは明らかであり、これを被告が請求しないことは、財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）であると認められる。

よって、原告は被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号の規定に基づき、本件の怠る事実に係る相手方である元職員に本件不当利得返還請求をすることを求める。

証 拠 方 法

証拠説明書記載のとおり。

付 属 書 類

- | | |
|----------|-------|
| 1 訴状副本 | 1 通 |
| 2 甲各号証写し | 各 1 通 |
| 3 訴訟委任状 | 1 通 |

令和8年（行ウ）第 号 給与返還等請求事件

原告

被告 白子町長 緑川輝男

証 拠 説 明 書

2026年1月9日

千葉地方裁判所 御中

原告訴訟代理人 弁護士 及 川 智 志

号証	標 目 (原本と写しの別)	作成 年月日	作成者	立 証 趣 旨
甲 1	白子町職員措置請求の監査結果について (通知)	写し 2025.12.19	白子町 監査委員	白子町監査委員が2025年12月19日付けで原告の請求について棄却の監査結果を通知したこと、千葉県市町村公平委員会の裁決の内容（戒告への修正）、給料等返還請求取消通知書の内容など。
甲 2	白子町職員の懲戒処分の公表について	写し 2025.3.24	白子町	原懲戒処分（停職1ヶ月）の内容など。
甲 3	給料返還請求通知書	写し 2025.4.30	被告	被告が、2024年4月30日付け「給料返還請求通知書」をもって元職員に対し、職務不提供の事実が認められる期間の既払給与のうち70%に当たる126万円に相当する額の不当利得を同年5月31日までに返還するように求めたことなど。

以 上